



日本製紙連合会
サステナビリティレポート
2023

目次

1. はじめに	p. 1
2. 「日本製紙連合会サステナビリティ基本原則」	p. 2
3. 紙パルプ産業の価値創造モデル	p. 4
4. スナップショット	p. 6
5. サステナビリティへの挑戦	p. 8
6. 今後に向けた4つの戦略的取組	p. 22
7. 会員会社による取組事例	p. 23
8. おわりに	p. 25



1 はじめに

日本製紙連合会は、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標SDGsに対し、2020年よりその実現に貢献すべく会員会社とともに活動を開始いたしました。

2020年には業界取組方針などを「Towards 2030」として取りまとめ、2021年には業界の取組を内外に発信するサステナビリティレポートを業界として初めて刊行し、毎年その内容を更新・充実させながら、今回2023年版を刊行する運びとなりました。

また、2023年4月には、日本製紙連合会及び会員会社が持続的に発展していくための目指すべき行動原則について、SDGs委員会を中心に検討を進め、6原則からなる「日本製紙連合会サステナビリティ基本原則」を制定し、日本の紙パルプ産業界としての姿勢を内外に発信いたしました。

私たち紙づくりの元々の原料となる木材は再生可能な資源であるとともに、地球温暖化の主因とされるCO₂を吸収・固定化し、我々が生きるために必要な酸素を生成・放出する優れた資源です。紙パルプ産業はこの木材を植え、育て、利用し、また植えるといった木材資源の循環を確立させるとともに、製造された紙・板紙製品は、利用・回収・再利用という高度な古紙リサイクルシステムの中で木材繊維を循環させることにより「原材料と製品を高い価値を保ったまま循環させる、そして自然を再生する」といったサーキュラーエコノミーの概念を以前より自然体で実現させてきました。

現在の紙パルプ産業は電子化や少子化といった構造的要因により、新聞・印刷情報用紙といったグラフィック系用紙需要の大幅な減少に象徴される需要環境の大きな変化に直面しています。さらには、諸物価高騰による消費者の買い控えによる影響や世界経済の停滞、原燃料価格の高止まり、当産業にとっては逆風となる円安傾向の定着など、厳しい経営環境の中ではありますが、私たち紙パルプ産業はカーボンニュートラル社会実現のための脱炭素に向けた挑戦や生物多様性の保全など自然環境への配慮、人権尊重の推進、ガバナンスの強化など、「日本製紙連合会サステナビリティ基本原則」に掲げた理念を体現させながら、産業活動や国民生活を支える素材・製品の安定的な供給を果たしてまいります。さらには永年の生産活動において蓄積してきた木材繊維の利用技術を最大限に活用し、バイオリファイナリー産業としての一歩も踏み出していく必要もあると考えております。

SDGs目標の2030年はすぐ到来します。さらに国際社会がカーボンニュートラルの世界を目指す2050年もそう遠い未来ではありません。私たち紙パルプ産業は、その未来に向け、持続可能な発展のためのゴールに向けての歩みを進めてまいります。



日本製紙連合会 会長

加来 正年

2 「日本製紙連合会サステナビリティ基本原則」

制定の背景と趣旨

2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された2030年をターゲットとするSDGsは、多くの国や地域において、その達成に向けた取組が進められており、国内外の企業においても、SDGsを経営戦略に組み込む動きが活発化しています。

SDGsの達成に向けて、企業活動及び産業活動は、「環境・社会・経済」の観点から、今後、長期間にわたって良好な経済活動を維持しながら成長を続けること、すなわち「サステナビリティ」(持続可能性)が求められています。

私たち紙パルプ産業は、再生可能な資源である木材を元々の原料とし、さらには高度な古紙リサイクルシステムを構築することで、資源を循環させた生産活動を行っている他の産業にはない優位性を有しています。また、私たち産業が供給する各種の製品は、文化を醸成し産業活動を支え、国民衛生に寄与する国民生活に無くてはならない素材であり、その供給責任を果たしていくことが、社会・経済の発展に貢献していくこととなります。

私たち紙パルプ産業は今、社会構造の変化に伴い事業環境の変革期に直面していますが、その変化を新たなビジネスチャンスとして捉え、時代に即した製品づくりを行うことにより、SDGsが目指す2030年のその先の未来に対しても、その存在価値を失うことなく、サステナブルな社会の構築に必ずや貢献できる産業です。

日本製紙連合会は、2020年よりSDGsの実現に貢献すべく会員会社とともに活動を開始し、2020年には業界取組方針などを「Towards 2030」としてとりまとめ、2021年には業界の取組を内外に発信するサステナビリティレポートを業界として初めて刊行しました。一方、気候変動や生物多様性の国際的目標が新たなステージへと移行していることに加え、日本政府は2022年にGX(グリーン・トランスフォーメーション)政策の具体化、「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」の制定、さらには経済界においては日本経団連が「企業行動憲章 実行の手引き」を改訂するなど、SDGs達成に向けて国内外の動きが加速しています。

そこで、日本製紙連合会として新たに「日本製紙連合会サステナビリティ基本原則」を制定し、産業界としての姿勢を明確化し内外に発信することで紙パルプ産業のステータスと事業価値の向上へと導くものとし、

日本製紙連合会 サステナビリティ基本原則

日本製紙連合会並びに会員会社は、環境・社会・ガバナンスの各種課題の解決に取り組むことにより、環境と経済が調和する持続可能な社会の実現に貢献するとともに、自らの持続的な成長を実現します。

責任ある安心安全な製品供給

原則
1

継続的なイノベーションに取り組み、人々の生活を支える安心安全で優れた製品を安定的に供給します。



地球環境の保全と再生

原則
2

事業活動が気候変動や生物多様性等に及ぼす影響を把握し、それらの負荷低減に努めます。さらには、技術開発や自然資本の適切な管理、資源循環の促進、産業間の主体的連携を通じ、環境に関する積極的な取組を推進します。



人権の尊重

原則
3

人権に関する国際規範・法令等を遵守するとともに、すべての人々の人権を尊重します。



労働環境の向上及びダイバーシティ・インクルージョンの推進

原則
4

従業員の安全と健康を守るため、重篤災害の撲滅に向けて労働環境のさらなる向上を推進するとともに、従業員の生活水準の向上に資する取組を推進します。また、社会情勢の変化に柔軟に対処し、ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に貢献します。



ガバナンスの推進

原則
5

内部統制の構築・強化とコンプライアンスの徹底を通じてガバナンスを強化し、公正で透明性の高い企業経営を推進します。



連携と協働

原則
6

国際機関や政府、地域社会等との連携を強化するとともに、積極的な情報開示やステークホルダーとの対話を通じて各種課題の克服に取り組みます。



本原則を遂行していくことにより、事業を通じた社会的責任を果たすと同時に、取組状況の定期的・客観的な評価・検証による継続的な改善を行います。さらには、持続可能な社会形成に向けた経営トップによるコミットメントと積極的なメッセージの発信に努めていきます。

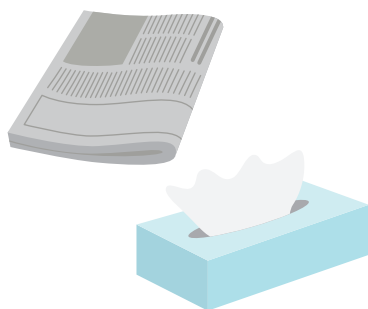
3 紙パルプ産業の価値創造モデル

紙パルプ産業は、 持続可能な社会に貢献するエッセンシャル産業^{※1}です

生産活動を通じて 経済の発展・社会生活を 支える製品の供給

紙パルプ産業は、新聞用紙・印刷用紙や段ボール、トイレットペーパー、工業用の紙など、産業活動や家庭生活を支えるエッセンシャル製品^{※2}を数多く生産・供給しています。

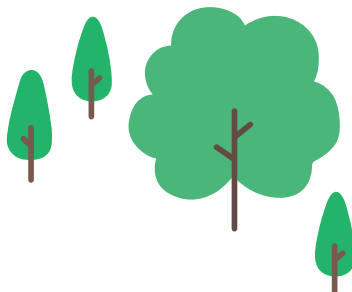
近年では紙ストローなどプラスチック代替製品のほか、セルロースナノファイバー^{※3}などの新素材開発にも取り組むなど、再生可能な木材資源を活用した製品開発・生産を通じ、気候変動問題にも貢献しています。



森林資源の循環・古紙再生など、 自然資本の適切な管理による 環境保全への貢献

紙の原料は再生可能資源である「木材」です。このため、紙パルプ産業では「持続可能な森林経営」に注力してきました。これらの取組により、森林が育む生物多様性の保全や、CO₂吸収による気候変動への適応など、環境保全に貢献しています。

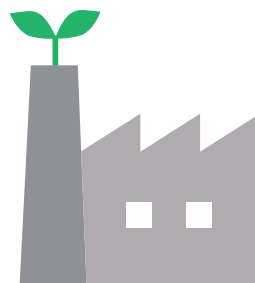
また、紙パルプ産業では、一度使った紙(古紙)を回収して再び紙にするという流れを作り上げました。紙の生産者であり、古紙の需要者でもある紙パルプ産業は、古紙をできる限り使い、再生技術を一段と向上させるなど、さらなる努力を続けています。



エネルギーの有効活用による 地球温暖化対策への 積極的取組

紙パルプ産業は、木材からパルプを生成する際に発生する副生物(黒液)、木くず、ペーパースラッジなどのバイオマスエネルギーや、RPFなどの可燃性廃棄物を積極的に利用し、製紙過程におけるエネルギーの有効活用や資源循環に関しても一翼を担っています。

このように、紙パルプ産業では地球温暖化の原因とされる化石燃料の使用削減に取り組んでおり、2021年1月には2050年CO₂排出実質ゼロをいち早く宣言するなど、カーボンニュートラル^{※4}産業の構築に向けて取り組んでいます。



※1) エッセンシャル産業とは、人々の生活にとって必要不可欠な製品を供給する産業のこと。

※2) エッセンシャル製品とは、人々の生活にとって必要不可欠な製品のこと。

※3) セルロースナノファイバー(Cellulose Nano Fiber)とは、木質繊維をナノオーダー(1mmの百万分の一)にまで微細化したもので、透明で、軽くて丈夫、変形に強く、高い増粘効果を有する優れた材料のこと。

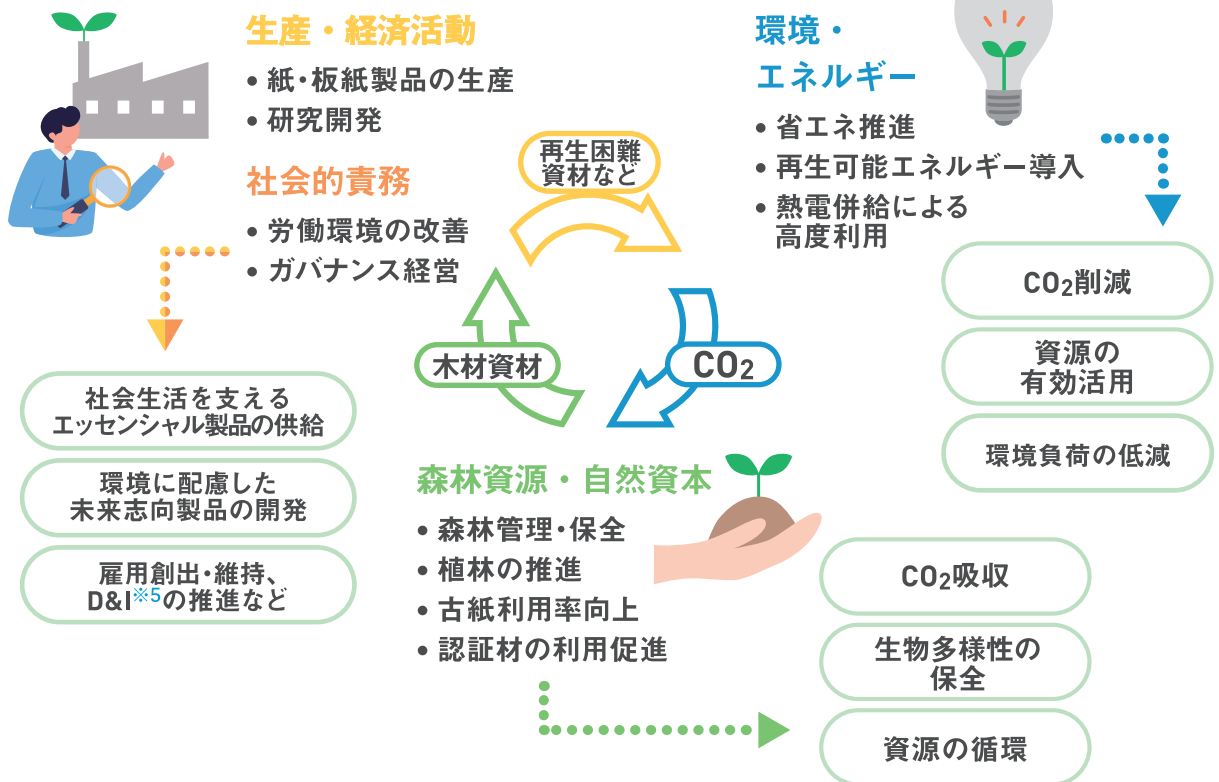
※4) カーボンニュートラルとは、CO₂排出量からCO₂吸収量・除去量を差し引いた合計ゼロ(中立)であること。

紙パルプ産業リソース

- 財務資本
 - 製造資本
 - 知的資本
 - 人的資本
 - 社会関係資本
 - 自然資本
- 環境対策技術
 - ✓ 省エネ・低炭素化
 - ✓ 排水・排煙処理
 - ✓ 廃棄物処理
 - ✓ 化学物質対策



紙パルプ産業の価値創造プロセス



社会への貢献

貢献する主なSDGs※6



戦略的取組 ▶ p.22

- ✓ カーボンニュートラル産業の構築実現
- ✓ 高度な古紙リサイクルシステムのサーキュラーエコノミーへの貢献
- ✓ グリーンリカバリーへの貢献
- ✓ デジタル社会における紙の重要性の発信

※5) D&Iとは、Diversity&Inclusion(多様性と包括性)の略で、性別、年齢、障がい、国籍などの外面の属性や、ライフスタイル、職歴、価値観などの内面の属性にかかわらず、それぞれの個を尊重し、認め合い、良いところを活かすこと。

※6) SDGsとは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、国連で全会一致で採択された17のゴール・169のターゲットから構成された行動計画のこと。また、「貢献する主なSDGs」とは、日本製紙連合会「Towards 2030」報告書(<https://www.jpa.gr.jp/about/sustainability/report/>)にて、分析・整理された8つのSDGs目標のこと。

4 スナップショット

日本の紙パルプ産業の概況

生産・経済活動

エッセンシャル製品の供給

紙・板紙の年間生産量(2021年)^{※1} 世界の生産量に占める割合^{※1}

2,394万トン **5.7%**

国民一人あたりの紙・板紙消費量(2021年)^{※1}

185.7kg/人

製造品出荷額(2020年)^{※2}

7.1兆円



未来志向製品の開発

研究開発費^{※3}

232億円

セルロースナノファイバーの国内生産能力(2023年推計)^{※4}

1,200トン/年



環境・エネルギー

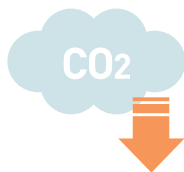
CO₂排出量の削減

化石エネルギー起源CO₂排出削減量(2013年度比)

449万トン

2030年度削減目標(715万トン)に対する進捗率

62.7%



資源の有効活用

再生可能エネルギーの構成比率

43.4%

廃棄物最終処分量の削減率(2000年度比)

85.8%



環境負荷の低減

揮発性有機化合物(VOC)^{※5}の排出量削減率(2000年度比)

91.5%



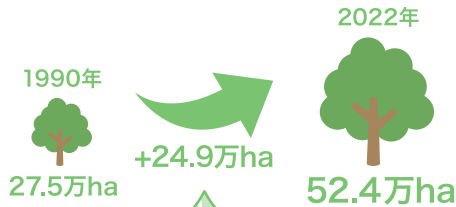
森林資源・自然資本

CO₂の吸収

32年間の国内外の植林増加面積(1990年度比)

24.9万ha

≒サッカーコート35万面
≒佐賀県の面積



サッカーコート
35万面分

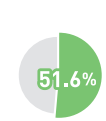


資源循環^{※6}

古紙利用率

66.3%

1990年度



2022年度

古紙回収率

80.3%



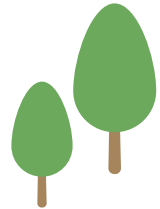
生物多様性の保全

管理経営計画に位置づけている企業の割合

84.6%

合法性が確認された木材の使用率

100%



社会的責務

雇用創出・維持、D&Iの推進

従業員数^{※7}

68,827人

女性従業員比率^{※7}

15.8%

労働災害に対する強度率^{※8}

0.26

国内紙・板紙・パルプ製造事業所数(2022年)^{※9}

363カ所



※1) 出典: RISI Annual Review

※2) 出典: 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査結果」(従業員4人以上の事業所に関する統計表)

※3) 出典: 東証プライム上場会員会社(パルプ・紙)の2022年度有価証券報告書(対象範囲は正会員31社中8社)

※4) 矢野経済研究所調べ(対象範囲は全国)

※5) VOCとは、Volatile Organic Compoundsの略で、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。

※6) 出典: 経済産業省生産動態統計年報および財務省貿易統計(対象範囲は全国)

※7) 日本製紙連合会調べ(対象範囲は正会員31社とその連結子会社の国内従業員(嘱託・パート含む))

※8) 強度率とは、労働災害の重さを表す指標のこと。

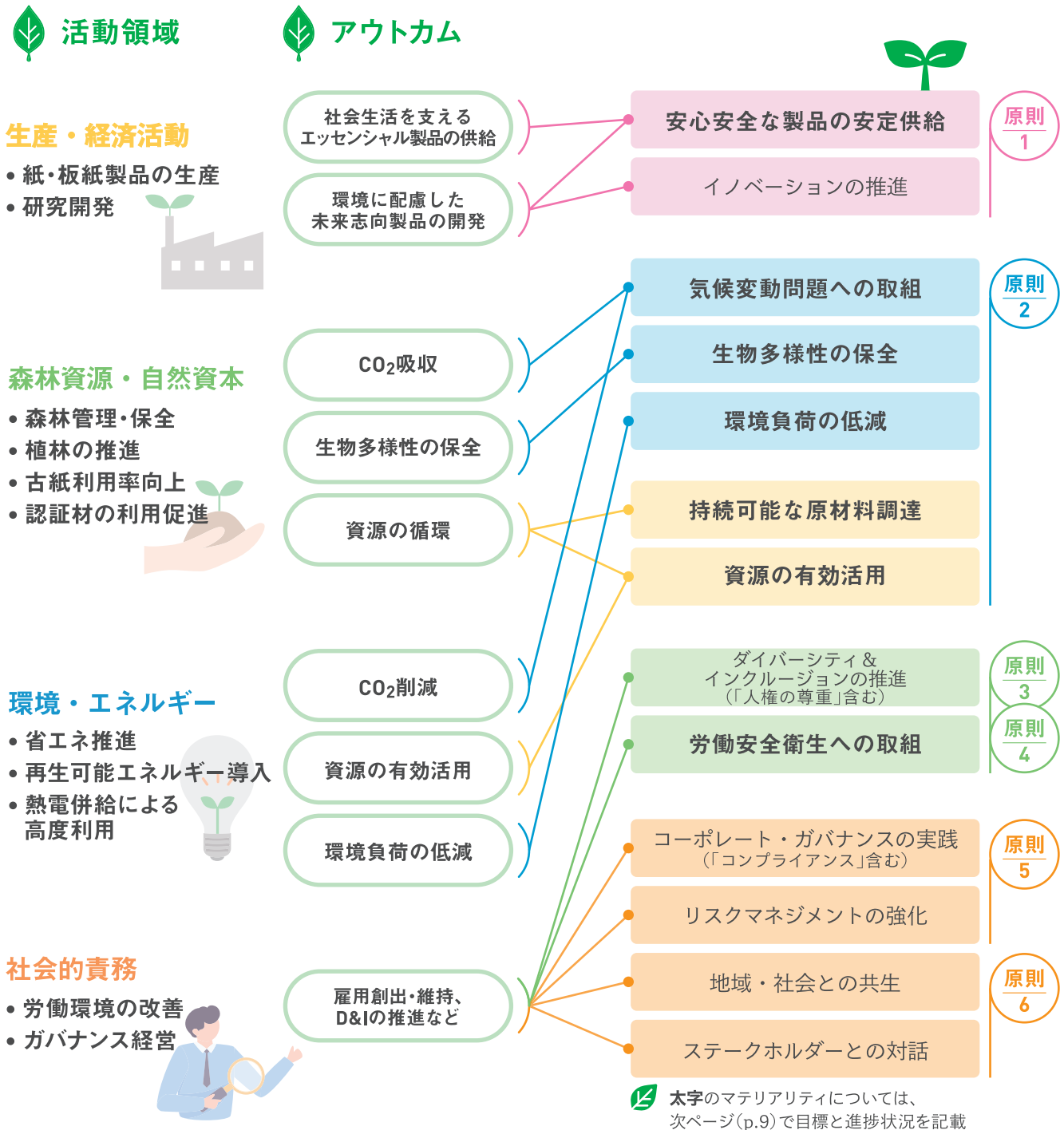
※9) 出典: 総務省統計局 2022年経済構造実態調査(産業横断調査)(<https://www.stat.go.jp/data/kkj/kekka/index.html>)。事業所数は全国の「パルプ製造業」及び「紙製造業(「手すき和紙製造業」含む)」事業所数(2022年6月1日現在)。

5 サステナビリティへの挑戦

業界におけるサステナビリティ向上に向けた取組とマテリアリティ^{※1}

紙パルプ産業の価値創造プロセス


業界のマテリアリティ^{※2}



※1) マテリアリティとは、企業・業界などの価値創造に重大な影響を及ぼす事象のことで、当事者(企業・業界など)が社会課題解決のために、重きを置き対応していく事項。
 ※2) 業界のマテリアリティとは、日本製紙連合会「Towards 2030」報告書(<https://www.jpa.gr.jp/about/sustainability/report/>)にて分析・整理された13のマテリアリティのこと。



サステナビリティ向上に向けた目標と進捗状況

マテリアリティ	原則 No.	目標	2022年度	備考
安心安全な製品の安定供給	原則 1	食品に接触することを意図した紙・板紙について衛生的見地より自主的に定めた規格値への適合(重金属の許容される溶出限量1μg/ml以下)	100%※3	「食品に接触することを意図した紙・板紙の自主基準」の自主規格より
気候変動問題への取組	原則 2	2030年度までに2013年度比でエネルギー起源CO ₂ 排出量を38%削減	449万トン削減 (進捗率62.7%)	「カーボンニュートラル行動計画」の目標値より
		2050年までに生産活動でのCO ₂ 排出実質ゼロを目指す	1,434万トン	「長期ビジョン2050」の目標値より
		2030年度までに植林地の面積を65万haとする	52.4万ha	「カーボンニュートラル行動計画」の目標値より
生物多様性の保全	原則 2	自らが所有又は管理する国内外の森林について、その管理経営計画に生物多様性保全を明確に位置づけ	84.6% (13社中11社)	「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」におけるフォローアップ調査より
		違法伐採された木材は使用しない  マテリアリティ「持続可能な原材料調達」にも該当	100%	「違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動指針」におけるモニタリング事業より
環境負荷の低減		VOCの削減率が2010年度実績と比較して悪化しないように努める	91.5%削減	揮発性有機化合物(VOC)に関するフォローアップ調査より
持続可能な原材料調達		2025年度までに古紙利用率65%の目標達成に努める	66.3%	「環境行動計画」の目標値より
資源の有効活用	原則 2	2025年度までに産業廃棄物の最終処分量を6万トンまで低減	7.7万トン	「環境行動計画」の目標値より
		有効利用率の現状維持(2019年度実績:98.4%)に努める	98.2%	「環境行動計画」の目標値より
労働安全衛生への取組	原則 3・4	会員各社およびグループ会社事業場における死亡災害ゼロ	会員1件 協力会1件	「労働災害防止に向けた行動計画」の目標より

※3) 対象は、日本製紙連合会が抽出調査を行った4社5事業所。



製品生産・販売に関する対応

安心安全な製品の安定供給

目標

食品に接触することを意図した紙・板紙について
衛生的見地より自主的に定めた規格値への適合
(紙・板紙中に存在する重金属の許容される溶出限度量1μg/ml以下(鉛として))

厚生労働省から、食品向けの紙製容器包装の安全確保を目的とした自主基準策定指示に基づき、日本製紙連合会は「食品に接触することを意図した紙・板紙の自主基準」を2007年5月に制定し、同年10月に運用を開始しました。

また、日本製紙連合会では、国内外の法規制、有害性情報に基づきネガティブリスト(NL)^{※2}を作成し、その後の法規制や有害性情報の変遷に合致するよう、毎年更新を行っています。さらに、化学物質情報検索システム「JPA Chemi-net」を構築・運用し、会員会社は製紙用薬品の製造に使用する化学物質を登録することにより、安全性情報の確認に利用しています。

2023年10月時点でNLには約3,000物質、JPA Chemi-netには約2,000物質を登録しています。



プラスチック代替の
食品用紙容器



リサイクル可能な
紙コップ

日本製紙連合会の取組

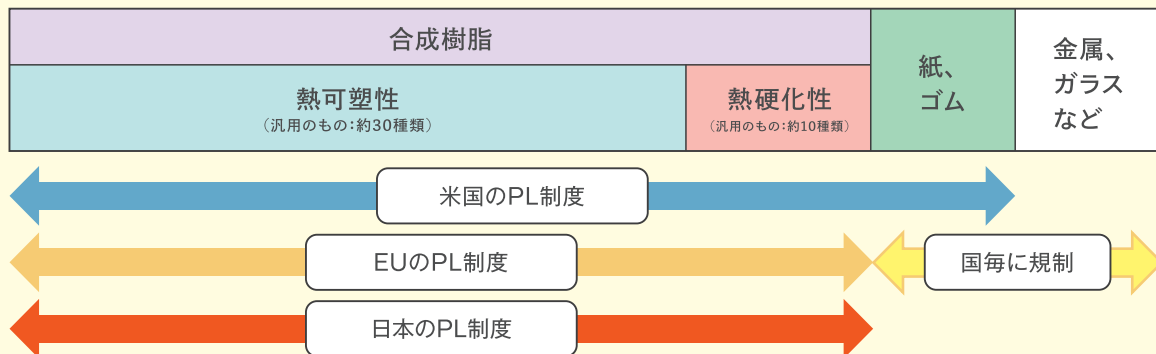
自主的ポジティブリストの作成

ポジティブリスト(PL)は安全性を確認された化学物質のリストです。食品と接触する紙・板紙に使用する物質をPLに掲載された物質に限定することで、原料に由来する製品の安全性確保が可能となります。

欧米ではPL管理の法制化が進んでおり、日本国内においても合成樹脂を対象材質としたPL制度が2020年6月より施行されています。

日本製紙連合会においても、現在、自主的なポジティブリスト化の検討を進めています。

日本と欧米の規制の比較^{※3}



※1) p.10～p.21の上部欄外掲載のSDGsアイコンは、日本製紙連合会「Towards 2030」報告書(<https://www.jpa.gr.jp/about/sustainability/report/>)にて整理されたマテリアリティごとのSDGs目標を表示したものです。

※2) ネガティブリスト(NL)とは、原則、使用を認めた上で、使用を禁止・規制する物質をリスト化したものです。

※3) 出典:厚生労働省「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度導入について」

地球環境保全への対応



気候変動問題への取組

目標

**2030年度までに2013年度比で
エネルギー起源CO₂排出量を38%削減**



日本製紙連合会では、温室効果ガス(GHG)排出量の削減に向けて、いち早く自主的な取組を行ってきました。2008年度から2012年度までの「環境に関する自主行動計画」では目標を超える成果を残して終了しています。



「カーボンニュートラル行動計画」では、削減目標を「2030年度のエネルギー起源CO₂排出量を2013年度比で38%削減」に設定し、順調に取組を進めています。また、2021年には「地球温暖化対策長期ビジョン2050」として2050年までにカーボンニュートラル産業の構築を目指すことを宣言しました。



これまで順調にCO₂排出量を削減できているのは、バイオマス燃料や炭素集約度の低い燃料への切り替え、エネルギー効率の高い設備の採用や生産工程の見直しが要因として挙げられます。また、今後もカーボンニュートラルなバイオマス燃料への転換を継続していきます。

削減の柱

01

最新の省エネルギー設備・技術の積極的導入

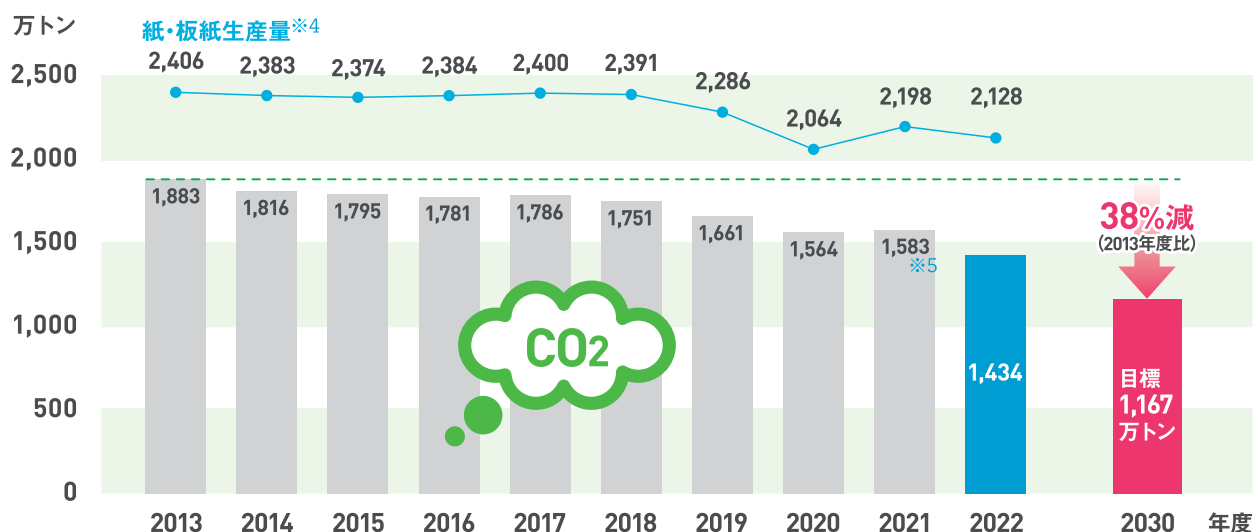
02

自家発電設備における化石エネルギーから再生可能エネルギーへの燃料転換

03

エネルギー関連革新的技術の積極的採用

エネルギー起源CO₂排出量の推移と削減目標



※4) 出典:日本製紙連合会「カーボンニュートラル行動計画」

※5) コロナ禍からの回復により、紙・板紙生産量が増加(前年比+6.5%)したことに伴い、CO₂も増加(同+1.2%)

気候変動問題への取組

目標

2050年までに生産活動におけるCO₂排出量実質ゼロ
(目安:2013年度CO₂排出量から2,100万トン削減)



日本製紙連合会では、前述のとおり「長期ビジョン2050」により2050年までにカーボンニュートラル産業の構築を目指すことを宣言しました。



「長期ビジョン2050」では、生産活動でのCO₂排出実質ゼロとして、化石エネルギーのみでなく廃棄物由来CO₂も含めて2,100万トンの削減を目標(目安)としていますが、さらに生産活動以外での付加的なCO₂削減にも取り組むことで、カーボンニュートラル社会の実現に貢献していきます。

日本製紙連合会の取組

「地球温暖化対策 長期ビジョン2050」の概要

2020年10月に政府が表明した「2050年カーボンニュートラル」宣言に賛同し、紙パルプ産業として持続可能な地球環境の維持と脱炭素社会の実現を目指し、CO₂換算した温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すカーボンニュートラル産業の構築実現のため、2021年1月に「長期ビジョン2050」を策定しました。

「長期ビジョン2050」では、2050年という不確実な将来を展望し、紙パルプ産業としてのあるべき姿や方向性を踏まえ、今後さらに貢献可能な分野として次の3分野を掲げています。

カーボンニュートラル産業 に向けた取組

1 省エネ・燃料転換の推進による 生産活動でのCO₂排出ゼロ

1. 最新の省エネルギー設備・技術の積極的導入
2. 自家発電設備における再生可能エネルギーの利用比率拡大
3. 製紙に関連した革新的技術開発の推進
4. エネルギー関連革新的技術の積極的採用※1

カーボンニュートラル社会への貢献 に向けた取組

2 環境対応素材の開発による ライフサイクルでのCO₂排出削減

1. セルロースナノファイバーの社会実装
2. 化石由来のプラスチック包材に替わる紙素材製品の利用
3. 化石由来製品からバイオプラスチック素材、バイオ化学品への転換

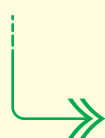
3 植林による CO₂吸収源としての貢献拡大

1. 持続可能な森林経営の推進
2. 環境適応性や成長量が高い林木育種の推進



生産活動での CO₂排出実質ゼロ

温室効果ガスとして化石エネルギーのみでなく、廃棄物由来のCO₂も含め2,100万トン削減
(基準2013年度)



生産活動以外での 付加的なCO₂削減

※1) バイオマスボイラーから排出されるCO₂をCCS・CCUS(二酸化炭素回収・貯留・有効利用技術)で回収すれば、「ネガティブ・エミッション(大気からCO₂を吸収すること)」となる。



コラム

我が国のGX政策 —カーボンニュートラルに向けた社会構造変革のための価値提供を目指して—

GXとは、「グリーントランスフォーメーション」の略です。2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けて、**経済社会システム全体を変革していくことがGX**です。

我が国では2023年5月にGX推進法が成立し、カーボンプライシングとGX経済移行債による「投資促進策」を効果的に組み合わせた「成長指向型カーボンプライシング構想」により、GXの実現を目指していくこととなりました。

カーボンプライシング

- EUと同水準のカバー率で排出量取引制度(ETS)を試行的に開始+化石燃料賦課金導入を明示
- GXリーグの排出量取引では、削減目標を企業自らが設定
⇒企業の創意工夫・イノベーション創出を促進

投資促進策(政府支援)

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)などの既存施策に加えて、GX経済移行債による複数年度の先行投資支援
- 国の20兆円規模の投資促進策で、官民150兆円超のGX投資実現



世界に伍する 新たな政策

- ① 世界初の、国による「トランジション・ボンド」発行
→多排出産業などにおける削減効果の高いトランジション・ファイナンスを国内外で強化
- ② 諸外国の経験も踏まえた**排出量取引制度の発展**
- ③ **20兆円規模の投資促進策の具体化**(生産比例型の投資促進策を含む)

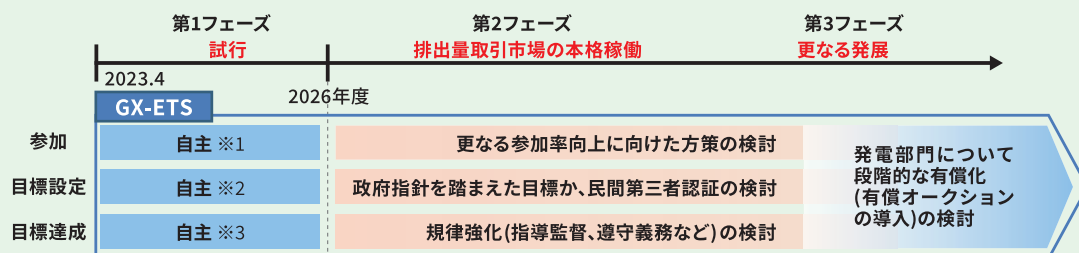
こうした動きを踏まえ、GXに取り組む企業が、同じくGXの取組を行っている官公庁・大学とともに、経済社会システムの変革や新たな市場をつくるための実践を行う場として「GXリーグ」が設立され、2023年度より活動を開始しました。

GXリーグには、日本のCO₂排出量の4割以上(EUと同水準)を占める企業群が参画しており、日本製紙連合会会員会社では6社が同リーグに参画しています。

このGXリーグの下では、企業が自主的に設定する削減目標達成に向けた排出量取引(GX-ETS)が検討されており、第1フェーズを試行的期間と位置づけ、2023年10月を目途にカーボン・クレジット市場の開設及び売買が開始(当初は、J-クレジットが対象)され、2026年度の本格的稼働を目指すこととしています。さらに、発電部門の脱炭素化の移行加速に向け、2033年度頃から発電部門について段階的な有償化(オークション)を導入していく計画としています。

また、GXリーグでは、参画する多排出企業の排出削減への果敢な取組を後押しするため、投資促進策との連動についても検討していく計画です。

〈GX-ETSの段階的発展のイメージ〉



※1 日本のCO₂排出量の4割以上を占める企業群(566社、2023年8月23日時点)が参加

※2 2050年カーボンニュートラルと整合的な目標(2030年度及び中間目標(2025年度)時点での目標排出量)を開示

※3 目標達成に向け、排出量取引を行わない場合は、その旨公表(Comply or Explain)





出典)第7回GX実行会議・資料1「我が国のグリーントランスフォーメーション実現に向けて」(GX実行推進担当大臣)



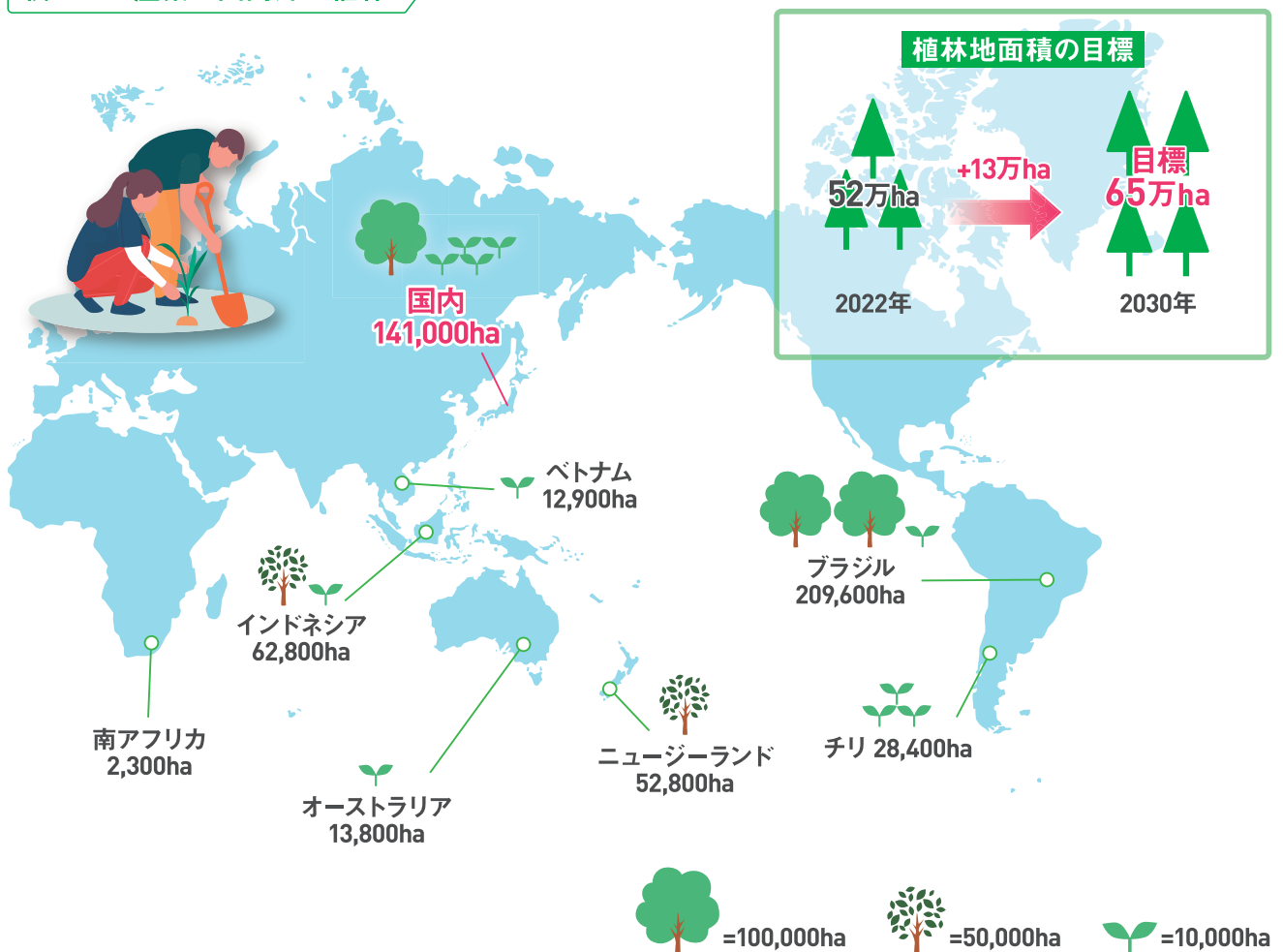
気候変動問題への取組

目標

1990年度比で2030年度までに 国内外の植林地の面積を37.5万ha増の65万haとする

-  化石エネルギー由来CO₂排出量の削減に加え、再生可能資源である木材を原材料とする紙パルプ産業として、CO₂吸収源の拡大にも取り組んでいます。
-  2020年には、「カーボンニュートラル行動計画」として2030年度までの吸収源造成目標を見直し、1990年度比で37.5万ha増の65万haとしました。
-  実施に当たっては、植林地のCO₂吸収量の増大を図るため、持続可能な森林経営を積極的に推進するとともに、最適な植栽樹種の選択、成長量の大きい種苗の育種開発、効果的な施肥の実施などに努めることとしています。
-  なお、2022年度実績では植林地面積増加量は24.9万haとなり、サッカーコートのおよそ35万面分に相当し、佐賀県とほぼ同じ面積となっています。

紙パルプ産業の国内外の植林





生物多様性の保全

目標

自らが所有又は管理する国内外の森林について、
その管理経営計画に生物多様性保全を明確に位置づけ



多くの動植物が生息する森林は生物多様性の核であり、その森林を原料の源とする紙パルプ産業は、生物多様性と密接に関連しています。このため、生物多様性の保全に積極的に取り組むことは、私たち紙パルプ産業にとって当然の社会的義務と考えます。



このように生物多様性の保全は紙パルプ産業にとって極めて重要であることから、日本製紙連合会では2014年に「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」を策定し、取組を進めています。



行動指針では「持続可能な森林経営」や「責任ある原料調達」など5分野・全21項目の指針を定め、2014年度からフォローアップ調査により会員会社の取組を推進しています。

管理経営計画に生物多様性保全を
位置づけている企業割合

85%
(2022年度)



コラム

欧州森林破壊防止法（EU Deforestation Regulation: EUDR）

世界全体で多くの森林が消失している主な原因としては、森林の農業用地への変換など、森林を構造的に変化させることによるものと推測されています。

こうした背景を踏まえ、気候変動対策と生物多様性の保護を目的として、EU域内で販売もしくは域内から輸出する対象品が**森林破壊によって開発された農地で生産されていないこと（森林破壊フリー※）**を確認する「デューディリジェンスの実施」を企業に義務付ける『森林破壊防止法』が制定されました。

対象となる商品・製品は「**パーム油、牛肉、木材、コーヒー、カカオ、ゴム、大豆**」及び「**これらを原料とする皮革、チョコレート、家具、紙・板紙などの派生製品**」で、「森林破壊フリー」であること、「生産国の関連する規則・法令」に従って生産されていること、および、デューディリジェンス実施、の3つの要件をすべて満たす商品・製品のみ、EU圏内で製造・販売または輸出することができます。

デューディリジェンスでは、対象商品・製品が生産された「**全ての土地区画の地理的位置、および生産日付・期間**」、「**森林破壊フリーである根拠**」などの情報を収集する必要があります。

この規則は2023年6月29日に発効し、大企業には2024年12月30日から、中小企業には2025年6月30日から適用が開始されます。

※森林破壊フリーとは

『2020年12月31日以降、

①製品が「**森林破壊(Deforestation)**」によって開発された農地で生産されていないこと、及び

②木材を使った製品の場合、「**森林劣化(Forest degradation)**」を引き起こしていない森林で収穫された木材を使用していること』

と定義されています。

Deforestation 森林破壊	森林を農業利用に転換すること
Forest degradation 森林劣化	「原生林」または「天然生林」を、「産業用人工林」または「その他樹木が茂った土地」へ転換すること、または「原生林」を「人工林」に転換すること



生物多様性の保全

目標

違法伐採された木材は使用しない

☑ マテリアリティ「持続可能な原材料調達」にも該当



森林は木材の供給、生態系の維持、地球温暖化の防止などの重要な役割を果たしています。

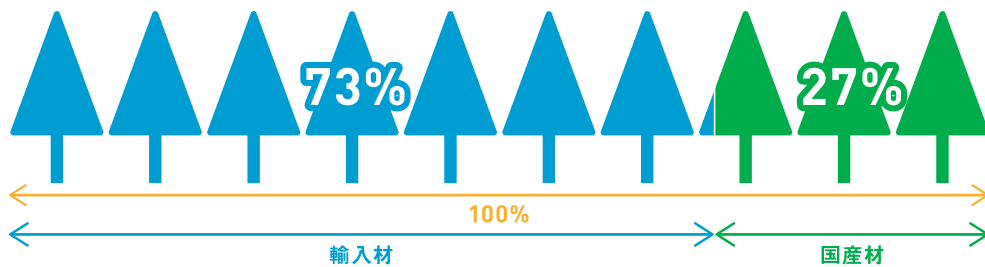


森林機能の持続的発揮を損なう違法伐採および違法材の取引対策として、日本製紙連合会は、2006年に「違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動指針」を策定の上、取組を進めています。



また、日本製紙連合会は、林野庁のガイドラインに則り、会員会社が行う木材の合法性を確認するための証明方法により、その合法性を確認しています。その結果、2022年度の木材原料集荷量のうち、合法木材使用量は100%に達しており、違法伐採された木材は使用しておりません。

木材原料集荷量に占める合法木材証明方法の内訳



森林認証材及び管理木材・管理材

個別企業の独自の取組、団体認定により合法性が確認された材

コラム

「クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)」の改正

2023年5月に、改正クリーンウッド法が公布されました。今回の改正では、大きく4つのポイントを盛り込み、強制力を持たせることで、事業者の取組強化を促す内容となっています。

①川上・水際※の木材関連事業者による合法性の確認などの義務付け

違法伐採を締め出すにはサプライチェーンの早い段階での対処が重要なため、製材工場や輸入事業者などを対象に「原材料情報の収集・合法性の確認」「記録の作成・保存」などが義務化されました。

※「川上の木材関連事業者」=原木市場、製材工場など、「水際の木材関連事業者」=輸入事業者

②素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

合法性の確認が円滑に行えるよう、素材生産販売事業者に伐採届などの情報提供を義務付けました。

③小売事業者の木材関連事業者への追加

合法的な木材利用の大切さを消費者レベルにまで浸透させるため、小売事業者を木材事業者に追加しています。

④その他の措置(①及び②に関する罰則、違法伐採木材を利用しないようにするための措置、定期報告の義務付け)

①②について、主務大臣による指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反に対する罰則などが盛り込まれました。

なお、日本製紙連合会が従前から取り組んできたモニタリング事業は、合法木材の証明方法に適合する取組であることを認めてもらうべく、林野庁と協議を進めています。



環境負荷の低減

目標

VOC^{※1}の削減率が2010年度実績と比較して悪化しないように努める



2006年4月に施行された大気汚染防止法を受けて、日本製紙連合会では環境行動計画に環境リスク問題への対応として「化学物質のリスク管理」を掲げ、揮発性有機化合物(VOC)の排出削減に取り組んでいます。

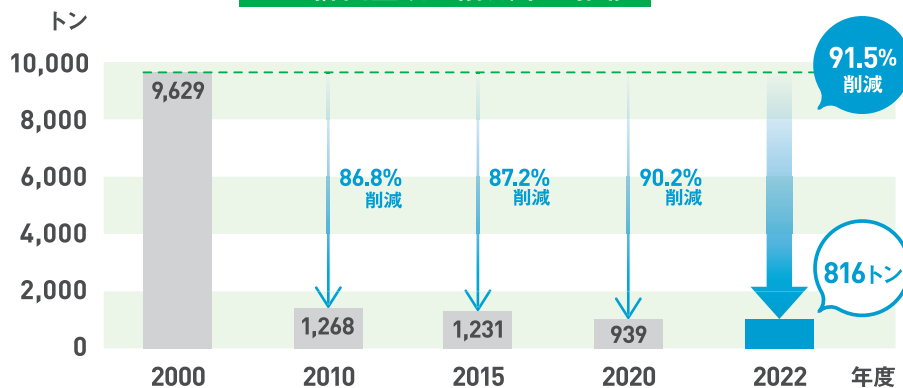


2010年度には、政府目標であった2000年度比3割程度削減を大きく上回り80%以上の削減を達成するとともに、毎年実施しているフォローアップ調査では、2022年度までの12年間においてもその水準を維持しています。



今後も、VOC成分の少ない薬品への代替や製造工程の管理強化などにより、全てのVOC排出抑制に努め、削減率の維持、向上を図ります。

VOC排出量及び削減率の推移



日本製紙連合会の取組

環境対策

有害大気汚染物質対策

日本製紙連合会では、ホルムアルデヒド、クロロホルム、ベンゼンの3物質を対象物質とした「有害大気汚染物質に関する自主管理計画」を策定し、いずれについても代替薬品の導入や工程改善などを進めることで、厳しい自主管理目標を達成しました。

排煙処理

酸性雨の原因のひとつとされ、燃料として使用した重油や石炭から発生する硫酸酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)の抑制対策に取り組んでいます。

煤じん対策

回収ボイラーから発生する煤じんは一時問題となっていました。現在では、湿式スクラバー(排煙中の煤じんに水を吹きかけて除去する装置)や電気集塵機の増強により解決しています。

臭気対策

化学パルプ(特にクラフトパルプ)工場につきものだった臭気。感じ方には個人差があり、単に法律や協定を守っているだけでは十分ではないと考え、臭気の出る発生源を徹底的に調べると同時に、臭気を集めて燃焼させるなど、発生源ごとに最も適切な臭気対策を実施しています。

※1) VOCとは、Volatile Organic Compoundsの略で、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。



原材料調達への対応

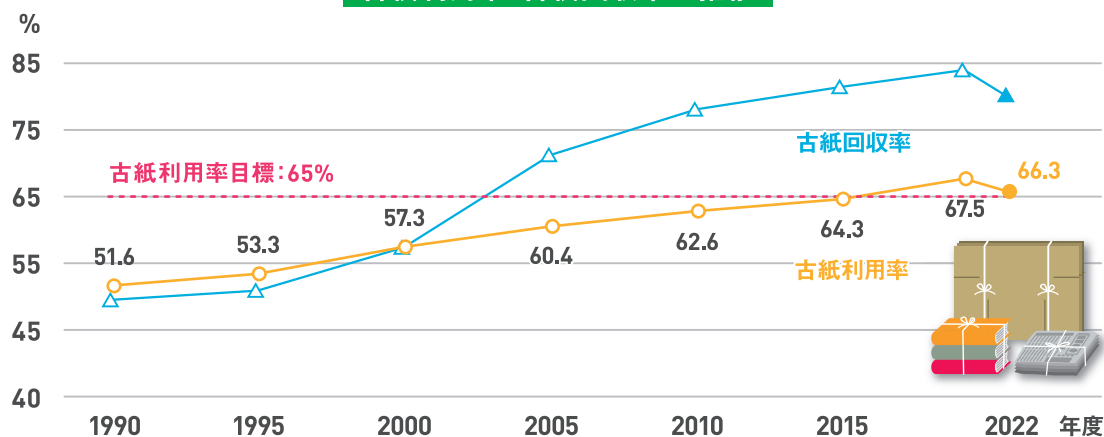
持続可能な原材料調達

目標

2025年度までに古紙利用率65%の目標達成に努める

- 紙は現代社会においてなくてはならない生活必需品であると同時に、産業や文化を側面から支えています。社会や経済の発展、生活文化の向上に伴い、紙の用途は多様化し、それぞれの分野でますます活用度が高まっています。また、原料確保の観点からも、古紙の価値は重要性を増しています。
- 日本の古紙利用率は世界でもトップクラスです。世界最高水準にある利用率をさらに向上させるためには、紙パルプ業界、古紙業界はもちろん、消費者や需要業界、自治体などが一体となった強力な取組が不可欠です。
- 具体的には印刷・情報用紙原料としての利用拡大、オフィス古紙などの回収率向上、そして古紙再生の工程で発生するCO₂削減のための省エネ・燃料転換対策などを課題とし、引き続き注力していきます。

古紙利用率・古紙回収率の推移



※古紙回収率と古紙利用率の差分は、主にアジア地域を中心に輸出され、国際市場の中で高品質の古紙として有効にリサイクルされています。

日本製紙連合会の取組

「手づくり絵はがきコンクール」の開催

牛乳パックなどの身近な紙でリサイクル体験

日本製紙連合会では、牛乳パックなどの一度使った紙をリサイクルし、世界で1枚だけの絵はがきに仕上げた作品を募集する「手づくり絵はがきコンクール」を開催しています。学校からはリサイクルを学ぶ授業の一環として、ご家庭からは夏休みの自由研究などとして取り組まれています。

本コンクールは2004年からスタートし、今年度をもって20回目の開催を迎えることとなりました。SDGsへの関心の高まりからリサイクル教育の重要性が増していることを背景に、多数の応募をいただいております。全国各地のたくさんの小学生が参加する大きなコンクールへと成長しました。

絵はがき作りを通して「紙」から「紙」を再生するというリサイクルを実際に体験してもらうことで、子どもから周りの大人まで、紙がどんな風につくられているのかを知ってもらい、資源の循環について考えてもらう機会となっています。



第19回 個人の部・最優秀賞作品
「お父さんといっしょに食べたとうもろこし」
安田愛梨さん(6年生)



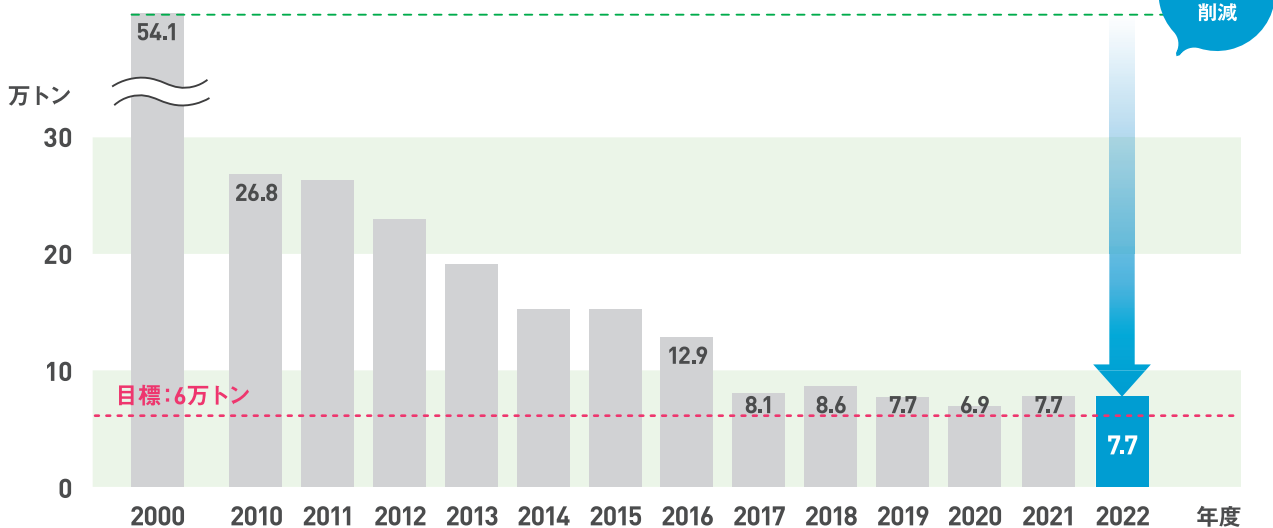
資源の有効活用

目標

2025年度までに産業廃棄物の最終処分量を 有姿量で6万トンまで低減する

- 製紙工場から発生する廃棄物の大半を占めるのは汚泥で、そのほかに木くず、紙くず、廃プラスチックなどが排出されます。これら廃棄物のほとんどは焼却処理され、多くを工場のエネルギーとして利用しています。残った灰もセメント原料などへ有効利用されます。
- 紙パルプ業界では、2020年度までに廃棄物最終処分量を13万トンまで低減するという数値目標を設定し、2020年度には6.9万トンまで減少し目標を達成しています。
- また、2021年度以降は、新たな数値目標として2025年度までに廃棄物最終処分量を6万トンまで低減するという数値目標を掲げ、引き続き廃棄物削減の努力を進めています。

産業廃棄物の最終処分量(有姿量)の推移



コラム

プラスチック資源循環促進法

2022年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、プラスチック新法)は、プラスチックのライフサイクル全体において関わりのある事業者・自治体・消費者が連携しながら資源循環に向けた取組を求める法律です。

紙パルプ産業ではプラスチック製品そのものを製造・販売するケースは少ないものの、古紙に混入した廃プラスチックなどを排出します。この場合、プラスチック使用製品産業廃棄物などの排出量が250トン以上である排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物などの排出の抑制・再資源化などに関する目標を定め、目標を達成するための取組を計画的に行うことが求められます。

紙パルプ業界では、従前よりマテリアルリサイクルが困難な廃プラスチック類を原料とした固形燃料(RPF: Refuse derived paper and plastics densified Fuel)による熱回収に取り組んでおり、業界全体として製品製造などに必要なエネルギーの約7.3%(2022年度)をリサイクル燃料(廃プラスチック及びRPF)で賄う水準にまで達しています。

日本製紙連合会としては、今後もこの取組を推進することにより、プラスチック新法に貢献するとともに、化石燃料の削減に取り組んでまいります。



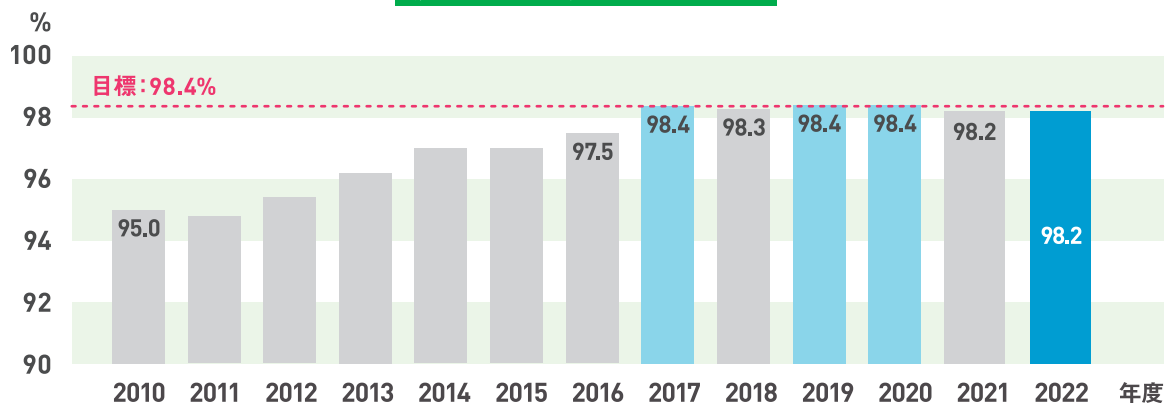
資源の有効活用

目標

廃棄物の有効利用率の 現状維持(2019年度実績:98.4%)に努める

- 日本製紙連合会では、循環型社会の実現に向けて、上述した産業廃棄物の最終処分量の低減に加え、業界の独自目標として有効利用率の現状維持(2014年度実績:97.0%)に努めることを目標に設定し、取組を進めてきました。
- 2020年10月に改訂した「環境行動計画」では、国の第四次循環型社会形成推進基本計画に合わせて目標年度を2025年度に設定し、新たな目標値を98.4%に引き上げました。
- 新たな目標の達成に向けて、「業界的連携を進め副産物の再資源化を拡大する」「有機性廃棄物の減容化さらには燃料化を推進する」「新規用途開発のための研究・調査を進める」の3つの方針のもと、引き続き取組を進めていきます。

廃棄物の有効利用率の推移



日本製紙連合会の取組

廃棄物の有効利用に向けた取組

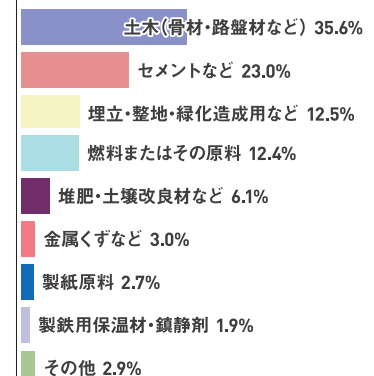
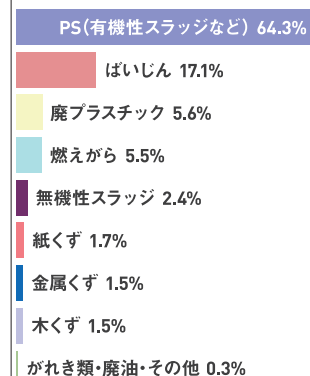
紙パルプ業界では、焼却灰やペーパースラッジ灰などの廃棄物を土壌改良材や路盤材などとして再利用する取組を進めています。日本製紙連合会においても、「環境行動計画」に定めた廃棄物対策について毎年フォローアップ調査を実施しており、産業廃棄物発生量のほか、減容化量・再資源化量・最終処分量・有効利用率などについて、会員会社からの回答を集計・公表しています。

2022年度の調査結果は、右図に示すとおりとなっています。

今後も会員会社と連携し、廃棄物の排出削減・再利用に向けて取り組んでまいります。

産業廃棄物発生量: 418.5万トン

再資源化量: 190.7万トン





労働安全衛生への取組

目標

会員各社およびグループ会社事業場における死亡災害ゼロ達成



紙パルプ産業で働くすべての仲間の安全と健康を守り、よりよい職場環境を実現するために、日本製紙連合会では会員各社のベストプラクティスや災害事例などの情報共有、各種教育活動など、業界、業種を横断した様々な取組を行っています。

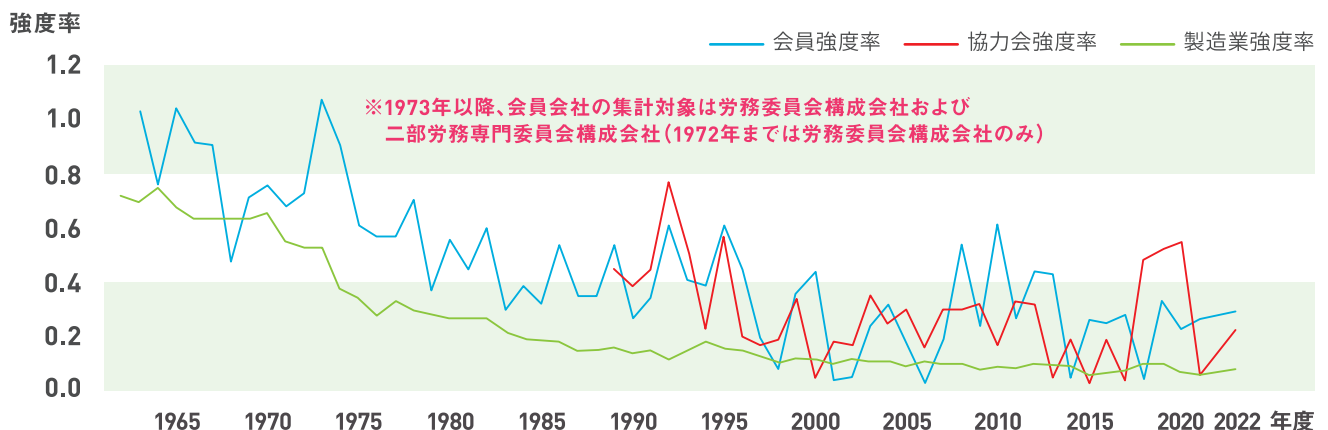


「自社の事業場に受け入れる以上、どのような人であっても無事に入構の目的を遂げ退場してもらうことが事業場長さらには経営トップの責任である」との考えのもと、究極的な目標である「死亡災害の撲滅」を目指し、2018年2月に行動計画を策定しました。「製造業安全対策官民協議会」の活動とも連携した内容です。



ただし、死亡災害は、協力会員会社を通じて毎年発生している状況です。そのため、災害の重さを表す強度率は、製造業平均を上まわり推移する傾向にあります。

労働災害に対する強度率の推移



日本製紙連合会の取組

労働安全衛生

全国紙パルプ安全衛生大会

1961年より毎年継続して実施しており、2022年で第62回を数えます。安全衛生表彰、講演会、分科会で構成されています。

安全衛生表彰

安全衛生成績が優秀であり、他の模範となる事業場並びに協力を表彰することで、紙パルプ産業の安全衛生水準の向上と災害の絶滅に寄与することが目的です。当連合会による表彰のほか、中央労働災害防止協会による「緑十字賞」、厚生労働大臣による「安全優良職長顕彰」への推薦も行っています。

製造業安全対策官民協議会への対応

厚生労働省、経済産業省、中央労働災害防止協会は、製造業の安全対策のさらなる強化と情報発信を目的に2017年3月6日に製造業安全対策官民協議会を設立しました。当連合会は2017年度に協議会の初代会長代理団体を担当するなど、協議会の諸活動に積極的に参画してきましたが、2023年3月をもって当活動は終了しました。

教育活動

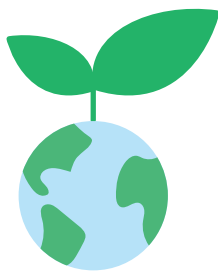
会員各社の安全衛生担当管理職・スタッフ向けに、研修会・異業種工場見学会、教材提供などを行っています。

6 今後に向けた4つの戦略的取組^{※1}

カーボンニュートラル産業の構築実現 ～森林のCO₂吸収および生産過程の CO₂排出削減による気候変動問題への貢献～

紙パルプ業界は、持続的な森林経営によるCO₂吸収量の拡大、バイオマスエネルギーや廃棄物の積極的利用による化石エネルギー削減など、持続可能な地球環境の維持と低炭素社会の実現に向けて取り組んできました。

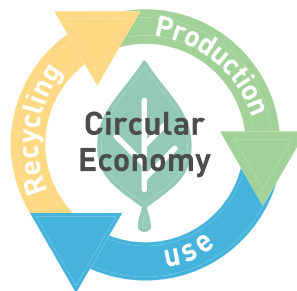
その上で、紙パルプ業界は政府が表明した「2050年カーボンニュートラル宣言」に賛同し、CO₂排出を削減するための諸対策に積極的に取り組むことにより、2050年までにカーボンニュートラル産業の構築実現を目指していきます。



高度な古紙リサイクルシステムの サーキュラーエコノミーへの貢献

「サーキュラーエコノミー(循環経済)」は、製品・素材・資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小限化する経済システムを意味し、これまでの一方通行な「直線経済」からの脱却を目指す概念です。

紙パルプ産業で確立された高度な古紙リサイクルシステムは、サーキュラーエコノミーそのものであり、古紙利用に加え再生技術の一段の向上などにより、さらなる資源と経済の好循環に貢献していきます。



グリーンリカバリーへの貢献

「グリーンリカバリー」とはコロナ禍からの復興にあたり、地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現しながら、よりサステナブルな未来を目指す復興策のことです。

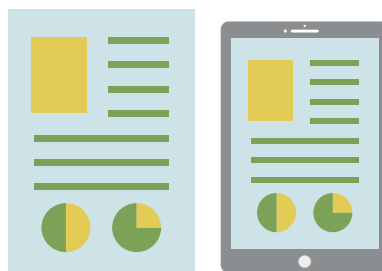
紙パルプ産業は、事業を通じた森林との接点が幅広いことから、グリーンリカバリーの両輪である気候変動対策と生物多様性保全に直接貢献することが可能であり、それらを通じてコロナ禍からの経済復興と豊かな社会生活を支えています。



デジタル社会における 紙の重要性の発信

近年のICT^{※2}技術の発展によって紙媒体のデジタル化が進んでいます。一方、これまでの研究では、紙媒体とデジタル媒体では脳の動きや学習効果に違いがあることが分かってきています。例えば、教育分野では両者の使い分けと併用がより学習効率を高めるポイントと考えられています。

このように、デジタル社会でも紙の果たす役割は大きく、紙パルプ業界ではデジタル社会における紙の役割や重要性を発信していきます。



※1) 4つの戦略的取組とは、日本製紙連合会「Towards 2030」報告書(<https://www.jpa.gr.jp/about/sustainability/report/>)にて分析・整理された業界が今後注力すべき4つのテーマのこと。

※2) ICTとは、Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。通信技術を活用して人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。

7 会員会社による取組事例

本レポートに掲載している事例は、SDGs委員会加盟会員会社から提出された事例の一部です。全ての事例につきましては、随時更新の上、日本製紙連合会のホームページ (<https://www.jpgr.jp/about/sustainability/example/>) に掲載しています。

持続可能な森林経営 ～CDPフォレスト(木材)における評価 気候変動問題 への取組



緑の回廊プログラム(水源地周辺の植生をフェンスで保護する様子)

王子グループは国内外に約60万haの森林を所有・管理し、持続可能な森林経営を実践しています。森林認証の取得を進めるとともに、ブラジルのCENIBRA社の「緑の回廊プログラム※」を始めとした、生態系に配慮した様々な取組を国内外で行っています。これらの取組が認められ、2022年に国際的な非営利組織CDPより、CDPフォレスト(木材)「Aリスト企業」に認定されました。

※植生回復により、分断された森林を繋ぎ合わせ、野生動物が往来出来る回廊として機能させ、生物多様性を保全する活動

環境・省エネへの取組 環境負荷の 低減



愛媛製紙株式会社では、太陽光発電設備を導入し、2012年から2022年で事務所、工場内の照明のLED化を進めました。また、2021年1月に建築廃材・RPF(廃棄物由来燃料)・廃タイヤチップの混焼バイオマス発電設備を導入し、2021年2月より商用運転を開始しました。さらに、中小企業庁の“戦略的基盤技術高度化支援事業”の採択を受け、愛媛県でブランド化されている柑橘ジュースを加工する際に大量に発生する柑橘果皮をリサイクルし、化粧品や食品の原料として有効活用しています。

社有林の生態系調査 生物多様性の 保全



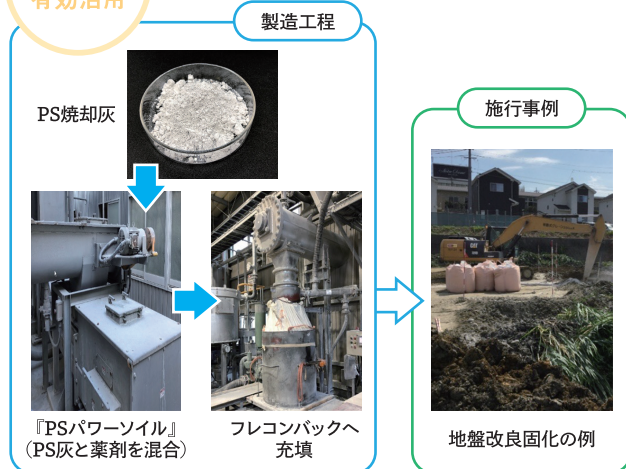
輪尺による胸高直径の測定

生息する野生動物

三菱製紙グループは、生物多様性保全に配慮した森林資源の保護・育成に力を入れています。福島県西白河郡の社有林では、ステーキホルダーのみなさまに体験型森林環境学習の場を提供し、次のような生態系調査を行っています。

- 樹木および植物: 樹木の太さの計測や植物の種類と分布状況などを調査。
- 土壌小動物や昆虫: ピットフォールトラップ法(林床に落とし穴状のトラップを設置し、そこに落ちた動物を採取する方法)により捕獲した動物の種類、個体数を記録。
- 動物: 定点撮影の他、動体検知カメラによる撮影を行い動物の種類と個体数、活動の様子を記録。

PS(ペーパースラッジ)焼却灰の 有効利用 資源の 有効活用



丸住製紙株式会社は自社工場で発生する製紙スラッジ焼却灰(PS焼却灰)の優れた吸収性と自硬性に注目し、それを原料として吸水性泥土改質材『PSパワーソイル』を開発、製造しています。本製品は、沼地・河川工事や、汚泥処理などに使用され、その多くが産業廃棄物として処理されているPS焼却灰の有効利用に貢献し、愛媛県資源循環優良モデル認定制度において優良リサイクル製品として認定をされています。

会員会社による取組事例

安心安全な
製品の
安定供給

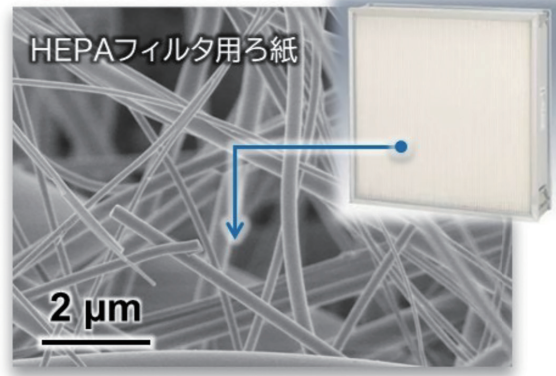
木から生まれた新しい養牛用飼料
「元気森森®」



日本製紙株式会社は、木材からリグニンを取り除き消化率が高いセニ（セルロース）を取り出す技術により、高エネルギー、消化が穏やかという特長を併せ持つ高機能飼料を開発し、2022年度から生産と販売を本格的に開始しました。国内調達木材を使用し国内の工場で製造することで、年間を通して安定した品質で安定的に供給することが可能です。輸入飼料から国内飼料に切り替わることで、畜産物の食料自給率の向上にも貢献します。

イノベ
ションの
推進

脱フッ素エアフィルタ用ろ紙の開発

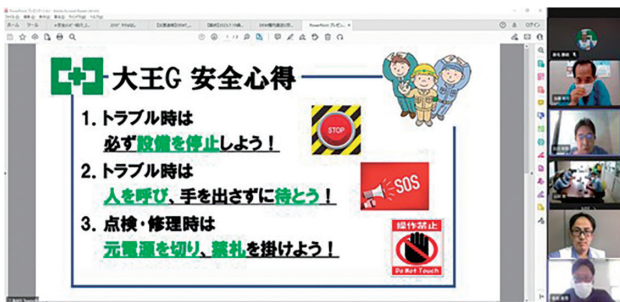


脱フッ素エアフィルタ用ろ紙

北越コーポレーション株式会社は、半導体工場や病院などのクリーンルームで使用される高機能エアフィルタ用ろ紙（製品名 microfine）を製造しています。従来は撥水撥油剤として有機フッ素化合物（以下PFAS）を含む薬剤を使用していましたが、PFASの一部は、環境中で分解されず、人体や環境に対する課題が表面化したことから、PFASを一切使用せず、従来製品と同等の品質を有するエアフィルタ用ろ紙を開発しました。

労働安全衛生
への取組

安全衛生活動
「セーフティウェンズデー」の実施



安全衛生活動「セーフティウェンズデー」の様子

大王製紙株式会社では、「安全な意識」「安全な環境」「安全な仕事」を安全の3本柱とし、重篤災害につながるリスク抽出と対策を継続し、事業所内で働く全ての人の重篤災害ゼロを目指しています。その取組のひとつとして、毎週水曜日に「セーフティウェンズデー」（Web会議）を開催しています。国内の全グループ生産会社（毎回200名以上）が参加し、災害防止の改善取組や災害事例に基づく類似災害対策を共有しています。

地域・社会
との共生

子供たち対象の出前授業



出前授業の様子

レンゴー株式会社は、次世代を担う子供たちに向け従業員が講師となり「段ボールはリサイクル、段ボールはゴミじゃない」をメインテーマに環境の大切さを伝える出前授業「段ボールおもしろ教室」を2010年から展開しています。クイズや段ボールの上に乗る強度体験も交えながら、段ボールの特長やリサイクルなどについて説明を行う授業パートと、段ボールの組立てを通じ段ボールが様々な形になることを知ってもらう体験パートの2部構成となっており、2021年度は8回、2022年度は22回実施しました。

8 おわりに

気候変動や生物多様性の国際的目標が新たなステージへと移行していることに加え、日本政府においては2022年にGX(グリーン・トランスフォーメーション)政策の具体化、さらに経済界においては日本経団連が「企業行動憲章 実行の手引き」を改訂するなど、「国連持続可能な開発サミット」で採択されたSDGs達成に向けて国内外の動きが加速しています。

SDGsへの対応として、国内外の企業においても経営戦略に組み込む動きが活発化しており、企業活動及び産業活動は、「環境・社会・経済」の観点から「サステナビリティ」が求められています。

私たち紙パルプ産業は、再生可能な資源である木材を原料とし、資源を循環させた生産活動を行っている他の産業にはない優位性を有しております。また、私たち紙パルプ産業が供給する各種の製品は、国民生活に無くてはならない素材であり、その供給責任を果たしていくことが、社会・経済の発展に貢献していくこととなります。

一方で、カーボンニュートラル(温室効果ガス排出量実質ゼロ)やSDGsといった中長期課題の解決には各企業の自助努力はもちろん、顧客、取引先の理解が欠かせず、目指す方向性や活動内容を広く発信することが重要です。

このため、日本製紙連合会は2021年5月に会員会社22社からなるSDGs委員会を立ち上げ、紙パルプ業界の活動にサステナブルな観点から光をあてる活動を開始いたしました。そして、その一環として、業界内での進捗状況の確認や社会への公表による紙パルプ産業のプレゼンス向上を目的に、2021年度には、業界として初めて、サステナビリティレポート2021の発行に至りました。

2023年4月には、紙パルプ産業としての姿勢を明確化し内外に発信することで紙パルプ産業のステータスと事業価値の向上を導くことを目的として、「日本製紙連合会サステナビリティ基本原則」を制定しました。「日本製紙連合会サステナビリティ基本原則」には、「責任ある安心安全な製品供給」「地球環境の保全と再生」など計6つの原則を掲げています。これらに取り組んで社会的な責任を果たすとともに客観的な評価・検証により改善を継続する考えで、併せて各企業トップが活動にコミットメントする必要性を盛り込んでいます。

本サステナビリティレポート2023発行にあたっては、「日本製紙連合会サステナビリティ基本原則」を「制定の背景と趣旨」と併せて新たに加え、環境と経済の調和におけた紙パルプ産業の指針を明確に示しました。また、サステナビリティレポート2021及び2022と同様に、業界活動のエンジン部分に該当する「価値創造モデル」を、紙パルプ産業が未来へ歩みを進める際の羅針盤として、レポートの中心に据えております。そして、この価値創造モデルをベースに、「スナップショット」として現状数値20項目による紙パルプ産業の断面図を掲載するとともに、マテリアリティごとの「目標と進捗状況」を一覧表にまとめ、業界の活動状況を総括的に把握できるようにし、巻末には「事例集」を設け、各社の具体的な取組について一部掲載しております。

紙パルプ業界のサステナブルな活動をワンストップで把握できる本レポートを通じ、ステークホルダーの皆様との対話をさらに深め、持続可能な社会の構築に少しでも寄与できるのであれば、編集チームとして、望外の喜びです。

数値に関する報告対象範囲

原則として、日本製紙連合会の正会員31社(2023年3月31日時点)を対象としています。対象が異なる場合は、その旨を記載しています。

数値に関する報告対象期間

2022年4月1日から2023年3月31日の期間を対象としています。対象が異なる場合は、その旨を記載しています。





制作 日本製紙連合会 総務・広報部

所在地 〒104-8139
東京都中央区銀座3-9-11 紙パルプ会館

T E L 03-3248-4801

F A X 03-3248-4826

U R L <https://www.jpa.gr.jp>

発行人 秋山 民夫

編集責任者 門田 克行

協力 大日本ダイヤコンサルタント(株)

